

令和 7 (2025) 年 2 月 19 日

栃木県環境審議会会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会自然環境部会長
江連 比出市

「栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）の策定について」、「小代自然環境保全地域の保全計画変更について」に対する意見について（報告）

このことについて、下記のとおり自然環境部会を開催し、慎重に審議した結果、別添のとおり答申しましたので報告します。

記

1 開催日時

令和 7 (2025) 年 2 月 19 日（水） 午後 2 時から午後 2 時 45 分まで

2 開催場所

オンライン（事務局会場：栃木県庁昭和館多目的室 3）

3 出席者

(1) 部 会 長 江連比出市

(2) 委 員 内田裕之、加賀豊仁、金谷淳美、根本義夫

(3) 専門委員 逢沢峰昭、石川晴朗、桑名満、清水淳子、永田純子

令和 7 (2025) 年 2 月 19 日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一

答申書

令和 6 (2024) 年 11 月 11 日付け自環第 539 号及び令和 7 (2025) 年 1 月 24 日付け自環第 649 号で諮問を受けた下記事項について、当審議会において慎重に審議した結果、適切であると答申します。

記

- 1 栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）の策定について
- 2 小代自然環境保全地域の保全計画変更について

以上

自環第 649 号
栃木県環境審議会

小代自然環境保全地域について、自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和 49 年条例第 5 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく保全計画の変更にあたり、同条例第 13 条第 4 項の規定において準用する同条例第 12 条第 3 項の規定により諮問します。

令和 7（2025）年 1 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

小代自然環境保全地域の保全計画の変更について

栃木県環境森林部自然環境課

1 小代自然環境保全地域の概要

小代自然環境保全地域については、県が平成 28 年 3 月に、本県の固有種で国指定国内希少野生動植物であるシモツケコウホネ及び本県における保全上の重要種であるマツカサガイの良好な生息・生育環境を保全するため、自然環境の保全及び緑化に関する条例（以下、「条例」という。）第 12 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、日光市小代地内の農業用水路の一部 0.02ha（市有地）を自然環境保全地域の特別保護地区及び野生動植物保護地区に指定し、保全対象種の捕獲、採取等の規制を行っている。

なお、現在では、シモツケコウホネは当該水路内の上流部に、マツカサガイは全域に生息している。

2 変更の理由

当該地域内において、田と水路の間の土手が崩れており、水路内に土砂が流入する恐れがあることから、「保全事業」を実施してマツカサガイの生息環境を保全する必要がある。

保全事業は、条例第 14 条に基づき保全計画に基づいて執行する事業であって、その地域における優れた自然の保全のための施設で規則で定めるものであるが、現行の保全計画では、条例施行規則第 5 条第 1 号に基づく「標識」以外に保全施設の記載がない。

ついては、条例第 13 条第 1 項に基づき保全計画を変更するものである。

3 変更内容

「4．保全のための事業に関する事項」に、条例施行規則第 5 条第 6 号に基づく「その他知事が必要と認める施設」を追加

【新旧対照表】

項目	変更後					現行				
4．保全のための事業に関する事項	保全施設は、次のとおりとする。					保全施設は、次のとおりとする。				
	施設の名 称、種類	位置	規模、構造	工種	摘要	施設の名 称、種類	位置	規模、構造	工種	摘要
	標識	日光市 小代字 戸鼻の 一部	「自然環境の保全 及び緑化に関する 条例施行規則」の 規定による。	新設	案内、制限及 び境界の各標 識を必要箇所 に設置する。	標識	日光市 小代字 戸鼻の 一部	「自然環境の保全 及び緑化に関する 条例施行規則」の 規定による。	新設	案内、制限及 び境界の各標 識を必要箇所 に設置する。
	その他知 事が必要 と認める 施設	日光市 小代字 戸鼻の 一部		新設	保全対象種の 保護を図るた め必要に応じ て実施する。	（追加）	_____		_____	_____

小代自然環境保全地域の概況



マツカサガイ



シモツケコウホネ

県指定自然環境保全地域一覧

R2.7.1時点

番号	地域名	所在地	指定年月日	面積 (ha)	地種区分別面積 (ha)		所有別面積 (ha)				
					特別地区	普通地区	国有地	公有地	民有地		
											野生動植物保護地区
1	鷲子山	那珂川町	S48.8.31	24.70			24.70			24.70	南方及び北方系植物自生地
2	氷室	佐野市	S48.8.31	773.10			773.10			773.10	ニホンザル・ヒダサンショウウオ生息地
3	箒根	那須塩原市	S48.8.31	6.20			6.20			6.20	モミの天然林
4	親園	大田原市	S48.8.31	184.90			184.90		0.26	184.64	イトヨ・ミヤコタナゴ生息地
5	多田羅沼	市貝町	S48.8.31 H26.10.7	24.00	4.00	4.00	20.00	5.00	4.00	15.00	湿生植物自生地
6	佐貫観音	塩谷町	S48.8.31 一部解除 S54.12.11	19.73			19.73			19.73	チョウゲンボウ生息地
7	七千山	那須塩原市	S48.8.31 拡張 S51.1.31 特別地域指定 R2.6.30	691.90	9.88	9.88	682.02		691.90		高山植物自生地 亜高山生植物、ブナ・ミズナラ等の天然林
8	作原	佐野市	S51.1.31	1,278.51			1,278.51			1,278.51	ミズナラ・クリ等の天然林及びヤマメの生息地
9	栃久保	佐野市	S51.1.31	94.97			94.97			94.97	ハコネサンショウウオ生息地
10	長谷場	佐野市	S51.1.31	42.17			42.17			42.17	両生類の生息地
11	出流山	栃木市	S51.1.31	58.59			58.59			58.59	暖地性シダの自生地及び鍾乳洞
12	鮎田	茂木町	S51.1.31	16.27			16.27			16.27	トウキョウサンショウウオ生息地
13	東高原	矢板市	S51.1.31	107.28			107.28		107.28		ブナ・ミズナラ等の天然林
14	松倉山	茂木町・那須烏山市	S52.7.19	15.12			15.12			15.12	暖地性植物の自生地
15	焼森山	茂木町	S52.7.19	74.91			74.91			74.91	希少植物の自生地
16	小埜	那須烏山市	S52.7.19	5.00			5.00	5.00			荒川の河蝕地形
17	石尊山	足利市	S52.7.19	34.71			34.71			34.71	アカマツの天然林
18	与洲	鹿沼市	S52.7.19	173.37			173.37			173.37	ニホンザル生息地
19	岩舟山	栃木市	S52.7.19	7.35			7.35			7.35	希少植物の自生地、チョウゲンボウ生息地
20	尾出山	鹿沼市	S53.9.19	37.04	37.04			37.04			ブナ天然林及びウラジロヒカゲツツジの自生地
21	南高原	塩谷町	S53.9.19	1.60	1.60			1.60			ヒノキ天然林
22	根本沢	佐野市	S54.12.11	61.57	61.57			61.57			シオジの天然林、ガロアムシ・ムカシトンボの生息地
23	袈裟丸山	日光市	S57.6.22	204.21	204.21			204.21			高山性植生又は亜高山性植生が相当部分占める森林 すぐれた天然林、特異な地形・地質、希少植物の自生地、野生動物の生息地
24	湯西川	日光市	S61.1.21	589.00	151.00		438.00		589.00		トチノキの原生林、冷温帯の自然植生
25	尚仁沢	矢板市・塩谷町	H4.12.18	138.00	26.00		112.00	2.00	136.00		尚仁沢湧水、ブナ・ミズナラの天然林
26	弁天沼	日光市	H11.3.31	7.99			7.99	0.26	1.42	6.31	希少植物自生地、カラカネイトンボ生息地
27	鬼怒川中流域	宇都宮市・さくら市	H25.10.4	54.00	54.00	54.00		54.00			シルビアシジミ、カワラノギク等礫質河原特有の希少野生動植物の生息・生育地
28	下川井	那須烏山市	H27.2.24	10.40	0.10	0.10	10.30		1.80	8.60	国内希少野生動植物種に指定された本県の固有種であるシモツケコウホネの群落及び野生メダカ等野生動植物の生息地又は生育地
29	小代	日光市	H28.3.29	0.02	0.02	0.02		0.02			国内希少野生動植物種に指定された本県の固有種であるシモツケコウホネの群落及びマツカサガイ等野生動植物の生息地又は生育地
計				4,736.61	549.42	68.00	4,187.19	370.68	1,531.68	2,834.25	

自然環境の保全及び緑化に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全及び緑化に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）その他の自然環境の保全を目的とする法令と相まって、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全及び緑化を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（指定）

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における優れた自然を保全することが特に必要なものを栃木県自然環境保全地域（以下「県自然環境保全地域」という。）として指定することができる。

- (1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて優れた自然を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - (2) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて優れた自然を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - (3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて優れた自然を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - (4) その区域内に生存する動植物を含む優れた自然の状態を維持している湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - (5) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における優れた自然が前各号に掲げる区域における優れた自然に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの
- 2 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域は、県自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。
- 3 知事は、県自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長、関係行政機関の長及び審議会の意見をきかなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する県自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見をきかなければならない。
- 4 知事は、県自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その区域に係る住民及び利害関係人の意見をきかなければならない。
- 5 知事は、県自然環境保全地域の指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 6 県自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 7 第3項前段及び前2項の規定は県自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第3項後段及び第4項の規定は県自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(県自然環境保全区域に関する保全計画の決定)

第 13 条 県自然環境保全地域に関する保全計画 (県自然環境保全地域における優れた自然の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。) は、知事が決定する。

2 県自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 保全すべき優れた自然の特質その他その地域における優れた自然の保全に関する基本的事項
- (2) その地域における優れた自然の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域 (以下「特別地区」という。) の指定に関する事項
- (3) その地域における優れた自然の保全のための規制に関する事項
- (4) その地域における優れた自然の保全のための事業に関する事項

3 知事は、県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 前条第 3 項前段及び前項の規定は県自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、前条第 4 項の規定は県自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更 (第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に係る変更に限る。) について、それぞれ準用する。

(県自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第 14 条 県自然環境保全地域に関する保全事業 (県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、その地域における優れた自然の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。) は、県が執行する。

2 市町村は、知事と協議して、県自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則 (抜粋)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和 49 年栃木県条例第 5 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保全地域における保全のための施設)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項及び第 23 条第 1 項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- (2) 保護さく等の保護施設
- (3) 排水施設及び廃棄物処理施設
- (4) 植生復元施設、病害虫等除去施設、砂防施設及び防火施設
- (5) 給餌施設及び養殖施設
- (6) その他知事が必要と認める施設

小 代 自 然 環 境 保 全 地 域

保 全 計 画 書 (案)

栃 木 県

小代自然環境保全地域に関する保全計画

1. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、日光市の南部の行川の左岸に広がる水田地帯に位置する水路である。

当該水路には、本県の固有種で、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」の国内希少野生動植物種に指定されたシモツケコウホネの群落が形成されている。

また、この水路には、本県における保護上の重要種であるマツカサガイが生息している。

このように、本地域は、希少な野生動植物の生息・生育地として優れた自然環境が形成されている。

(2) 権利制限関係等の概要

本地域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）に基づく農業振興地域に指定されている。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

本地域における希少な野生動植物の良好な生息・生育環境を保全するため、全域を特別地区に指定するとともに、野生動植物保護地区を設け、保護すべき野生動植物種の捕獲、採取等の規制を行う。

(4) 保全施設に関する方針

自然環境保全地域の周知と自然環境を保全するため、管理上必要となる標識等を設置する。

2. 地区の指定に関する事項

(1) 特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
小代 特別地区	日光市小代字戸鼻の一部（小代 自然環境保全地域の全域） 日光市小代字戸鼻 576 番 1 の 土地に接する道路に接する水路 の北端から同 567 番 1 の土地 に接する道路に接する水路 の東端までの水路の水路敷 日光市小代字戸鼻 567 番 1 の 土地に接する道路に接する水	0.02ha	公有地 （市有地） 0.02ha	シモツケコウホ ネやマツカサガ イの生息・生育地

	路の東端から同 568 番 1 の土地に接する水路を経て同 400 番の土地に接する水路の南端までの水路 別添区域図のとおり			
--	---	--	--	--

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
土地所有別	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積(ha)		0.02						0.02	
地区別面積(ha)		0.02			0.02			0.02	
地区別比率(%)		100.0			100.0			100.0	

3. 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
小代野生動植物保護地区	(植物) シモツケコウホネ (動物) マツカサガイ	日光市小代字戸鼻の一部 (小代自然環境保全地域の全域) (小代特別地区の全域) 別添区域図のとおり	0.02ha	公有地 (市有地) 0.02ha	シモツケコウホネやマツカサガイの生息・生育地

(2) 条例第 15 条第 3 項に規定する同条第 4 項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
日光市小代字戸鼻の一部	方法及びその限度を設けず伐採を行うことができる。 別添区域図のとおり	0.02ha	公有地 0.02ha (市有地)

4. 保全のための事業に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称、 種類	位置	規模、構造	工種	摘要
標識	日光市小代 字戸鼻の一部	「自然環境の保全 及び緑化に関する 条例施行規則」の規 定による。	新設	案内、制限及び境界 の各標識を必要箇所 に設置する。
<u>その他知事 が必要と認 める施設</u>	<u>日光市小代 字戸鼻の一 部</u>		<u>新設</u>	<u>保全対象種の保護を 図るため必要に応じ て実施する。</u>



「小代自然環境保全地域（特別地区・野生動植物保護地区）区域図」

小代自然環境保全地域の保全計画変更に係る意見照会結果概要

1 意見照会結果

異議なし	異議あり
8人	0人

2 意見照会先の意見概要

照 会 先	回 答 日	異 議 な し	意 義 あ り	意 見 の 概 要
日光市長	令和6年11月19日	○		
栃木県生活文化スポーツ部 文化振興課長	11月21日	○		
農林水産省関東農政局長	12月13日	○		
経済産業省関東経済産業局長	12月11日	○		
総務省関東総合通信局長	12月20日	○		
国土交通省関東地方整備局長	12月20日	○		
国土交通省関東運輸局長	12月17日	○		